

開会挨拶・基調講演

証券取引等監視委員会委員長 長谷川 充弘

1. はじめに

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)創立 25 周年記念国際コンファレンスの開催にあたり、一言述べさせていただきます。

本日は、お忙しい中、国内の関係機関、自主規制機関・協会、証券業界関係者、上場企業などの皆様方だけでなく、海外の 10 を超える国と地域の証券当局の関係者の方々のご臨席を賜りまして、まことに有難うございます。

このように多くの方々に足をお運び頂き、創立 25 周年記念式典を開催できますことは、私どもの大きな喜びでございます。

特に日本取引所グループ、日本証券業協会におかれまして、本コンファレンス開催にあたり多大なるご支援を賜り、厚く御礼をお申し上げます。

そして、証券監視委という組織が、ここまで発展することができたのも、ここにいらっしゃる皆様方を始め、関係各位のお力添えを頂いたおかげであると考えており、改めて感謝を申し上げる次第であります。

2. 証券監視委の創立

さて、証券監視委は、1992 年の発足時から数えて、本年で 25 周年の節目の年を迎えることとなります。

証券監視委は、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を目標に、証券行政から独立した検査・監視機関として、委員長及び委員 2 名の合議制の機関として発足しました。

その直接の契機は、平成 3 年に表面化したいわゆる証券不祥事でありましたが、これを必要とした背景には、昭和の終わりから平成の初めにかけてのバブル経済とその崩壊の時期における証券市場の混乱があったと思います。

大型経済事件が相次いで発生したことや、インサイダー取引が大きな問題となる一方で、市場に対する専門的な監視機関が存在していませんでした。

発足当初の証券監視委は、重大・悪質事犯の犯則調査を実施して検察に刑事告発する活動を展開しました。この活動はそれまでの市場の状況からすると「無法者退治」という大きな意義がありました。

しかし、刑事裁判で「合理的な疑いを入れない程度」に立証を遂げるのに必要な証拠を収集していく必要がある点でハードルも高く、相当の期間と労力を要するだけでなく、犯則調査、捜査の秘密保持の必要性から早期に市場に警鐘を鳴らすのが困難にならざるを得ない面がありました。

3. 証券監視委の発展

大きな転機が 2005 年の課徴金制度の導入及び 2007 年の金融商品取引法の施行によって訪れ、証券監視委は、権限、機能を強化されて第2ステージに大きく踏み出すことになりました。

刑事告発というハードな路線に加え、比較的軽微な事犯も含めて幅広く法令違反行為を調査するなどの比較的ソフトな路線で迅速に対応して、時々刻々と動いている市場に警鐘を鳴らすこともできるようになりました。

また、順次、検査・調査の対象が拡大し、組織体制も整備、強化されていく中で、全国 11 の財務局等の監視官部門とともに、監視機能を強化し、ハード、ソフトの剛柔の措置を出口として様々な金商法違反に対処して抑止効果を図るよう努め、「市場の番人」と呼ばれる監視機関としてのプレゼンスを高めていきました。

他方、証券取引所の売買審査態勢が高度化し、証券会社等の関係業者の内部管理態勢も向上し、コストをかけても「市場の公正性」を確保することが大きな目で見ても市場、業界の全体の利益であるという意識が進行・定着してきています。

また、「市場の透明性」への関心が高まる中で上場会社の法定開示、IRも進み、財務・業績に関する情報開示の意識も全般的に向上してきていると思います。

そのため、監視体制の強化と相まって、ルール遵守の意識も向上し、相当の自己規律も働く市場となり、「市場の風景」が変わり、「公正性・透明性」を相応に誇れる市場になってきたと言っても過言ではないと思います。

4. 今後の証券監視委

証券監視委としては、「公正・透明な市場」、換言すると「全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場」の形成、維持、発展に貢献するため、今後、次の5点に重点的に取り組んでいく必要があると考えています。

第1は、内外環境を踏まえた情報力の強化であります。

市場構造が急速に変化する中、問題の未然防止・早期発見につなげるため、従来の事後チェック型の市場監視に止まらず、マクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワードロッキングな市場監視を行います。

第2に、迅速かつ効率的な検査・調査の実施であります。

課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速かつ効率的に行っていく一方で、重大で悪質な事犯については、捜査・訴追当局等の関係機関と連携しつつ、犯則調査を強化し、刑事告発による抑止効果を高めていきます。

第3に、深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組みであります。

法令違反等が認められた場合、行政処分勧告等を行うだけでなく、問題の全体像を把握の上、根本原因を究明・指摘し、再発防止を図っていきます。また、市場の構造的な問題を把握し、対外的に情報発信するとともに関係者に改善を促すこと等を通じて、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行っていきます。

第4に、ITの活用及び人材の育成であります。

HFT、FinTechといったIT技術の進展に伴う市場構造の変化に対し、実効性のある市場監視を確保するため、AIによるデータ分析などITを活用した新しい市場監視システムの導入に向け検討を進めていきますし、それに必要な人材を育成していきます。

第5に、国内外の自主規制機関等との連携であります。

自主規制機関、海外当局との連携を一層強化することに加え、市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等のステークホルダーのみなさまとの間での意見交換や協働を幅広く推進し、全体としての市場監視機能を強化していきます。

以上に申しあげましたような証券監視委の取組みを進めていくうえでも、私は、本日のコンファレンスにおいて、有益な意見交換がなされることを期待しています。

本日は、3セッションに分かれて、

- ①「貯蓄から資産形成」に向けた実現のカギ
- ②グローバル企業のガバナンス
- ③技術革新に対応した市場監視

について、国内外様々な立場の優れた論客のみなさまに活発なご議論をお願いしています。

また、昼食後には日本取引所自主規制法人の佐藤隆文理事長からの基調講演があり、全てのセッション終了後には香港証券先物委員会 CEO の Ashley Alder 氏の基調講演も予定しております。

これからの証券監視委の進むべき道、役割を考えるにあたって貴重なご意見をいただくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

5. 最後に

最後になりますが、日本経済の成長にとって、投資の活発化の阻害要因となり得る市場の不公正性を排除・防止し、透明性を高めることは極めて重要であり、市場監視を行う証券監視委の役割がますます重要になっているところであると認識しています。

「誰からも信頼される市場」を実現、発展させることは、日々、様々な課題・事象に向き合いつつ、ステップ・バイ・ステップで着実に対処していくことであり、そして、それは、我々と御参集の皆様方が、協働して進めていき、市場規律の作用を高めていくことでもあります。

今日こうして皆様にご協力頂き、証券監視委設立 25 周年という記念すべき年を迎え多く

証券取引等監視委員会創立 25 周年記念国際コンファレンス(平成 29 年 12 月 5 日)

の方々に集まって頂いて、このコンファレンスを開催できることは喜びにたえず、重ねて厚く感謝を申し上げます。本日はありがとうございました。

(以 上)